

議案第73号

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。